

## 5歳児発達健診と高齢者肺炎球菌予防接種について

「健康管理」として皆さんはどんなことに気をつけていますか。病気や障がいが起こって治療など管理するだけでなく、その予防行動としての予防接種や異常の兆候の早期発見のための検査・健診はとても大切です。

今年から実施する年中児を対象とした「5歳児発達健診」と、昨年度から予防接種法に基づき実施している高齢者を対象とした「肺炎球菌予防接種」についてお知らせします。

■お問い合わせ 保健センター保健サービス班 ☎57-0977



### 5歳児発達健診と発達専門相談

5歳児は、心も体も成長していき、協調性や社会性が育つ大切な年頃です。

今年度より市内全保育所・幼稚園において、園児の成長について一緒に考える機会として5歳児発達健診を実施し、園児がスムーズに学校生活に入っていけるよう支援します。

この健診では、身体と合わせて、情緒面での園児の様子確認を主な内容としています。「落ち着きがない」、「人との関わりが上手くできない」、「整理整頓ができない」など、普段の生活場面での困りごとに対応するため、各保育所幼稚園における園児のお遊びも含め、活動の様子や身体の状態を確認し、結果を保護者にお伝えします。

また、今年度からは、発達専門相談も開設しますので、気になる園児の場合は、その相談への紹介も行います。この発達専門相談は、5歳児発達健診受診者に限らず、1歳6か月児健診や3歳児健診の受診者なども含め、幼児期にご心配がある場合、相談を受けることができます。

気になることがあれば、いつでも保健センターにお問い合わせください。



### 高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎は日本人の死因の第3位ですが、肺炎による死亡者の95%は65歳以上の高齢者となっています。発症後に急激に症状が進むことがありますので、予防接種を受けましょう。予防接種法に基づき平成26年度から30年度までの間に1人1回の公費助成を行います。

**対象者** ①平成27年度内に、次の年齢になる人：65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳  
②接種時に60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある人(身体障害者手帳1級相当)

**接種費用** 自己負担4,000円(公費負担4,138円) ※生活保護受給者の場合 自己負担無料(全額公費負担)

**接種方法** 個人で希望する医療機関に3日前までに予約のうえ接種

※注意 ①これまでに「ニューモバックスNP」ワクチンを接種したことがある人は対象外です。  
②特に5年以内に接種した人が再度接種した場合、注射部位の痛み・腫れなどの副反応が強く発現するといわれています。

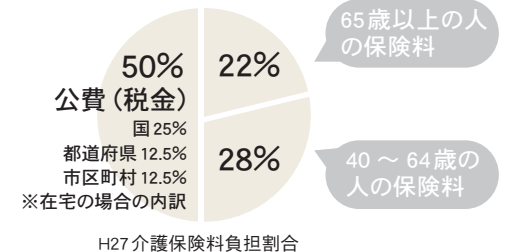
## 介護保険料は、介護保険の大切な財源です!

介護保険は、40歳以上の皆さんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となった時、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納期内に納めましょう。

■お問い合わせ 福祉課介護保険班 ☎内線2588

### 社会全体で介護保険を支えています!

平成27年度から65歳以上の介護保険料の負担割合が変更になりました。負担割合は、65歳以上と40～64歳の人口比率をもとに決められます。65歳以上の人口が増加しているなか、両者の1人あたりの保険料の均衡を図るために、3年に1度介護保険料が見直されます。



### 介護保険料(普通徴収)の納め忘れはありませんか?

通常、介護サービスを利用した際の本人の負担は「1割または2割」(\*)ですが、介護保険料を滞納すると、その期間や額に応じて3段階の制限が課されます。 ※2割は8月から

- ① 保険給付の償還払い化** ※保険料滞納月(納期)から1年経過した場合  
利用者は介護サービスを受けた際、サービス提供者にいったん全額(10割)を支払い、市役所で9割または8割分の返還手続きをします。
- ② 保険給付の支払い一時差し止め** ※保険料滞納月(納期)から1年6か月経過した場合  
利用者は介護サービスを受けた際、サービス提供者にいったん全額(10割)を支払い、9割または8割分の返還について、全額もしくは一部を差し止めます。
- ③ 保険給付の減額、高額介護サービス費などの不支給** ※保険料滞納月(納期)から2年以上経過した場合  
滞納額に応じて期間を算定し、その間に利用する介護保険サービス費の自己負担を「1割または2割」から「3割」に引き上げます。利用者は、1カ月に支払った自己負担額が規定の上限を超えた場合、その超過分を支給する「高額介護サービス費」、施設サービス・短期入所サービスの食費や居住費を軽減する「特定入所者介護(介護予防)サービス費」について、給付制限期間中はその支給を受けられません。

### 介護サービスを利用し、自己負担額が高額になった場合

同じ月に利用した介護サービス利用負担(1割または2割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。対象になる人には、通知します。また、8月からは現役並み所得者相当の人の限度額が変更になります。

自己負担の限度額(月額) ※7月まで

区分	限度額
市民税課税世帯の人	37,200円
世帯全員が市民税非課税	24,600円
・高齢福祉年金受給者の人 ・前年の合計所得と課税年金収入額の合計が800,000円以下の人	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者	15,000円

自己負担の限度額(月額) ※8月から

区分	限度額
医療保険制度における現役並み所得者相当の人(*)	44,400円
市民税課税世帯の人	37,200円
世帯全員が市民税非課税	24,600円
・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得と課税年金収入額の合計が800,000円以下の人	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者	15,000円

※同一世帯内に65歳以上(1号被保険者)で課税所得145万円以上の人がいる世帯。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の人が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「市民税課税世帯の人」と同様となります。